

2020年4月28日
生活協同組合コープさっぽろ
広報部

新型コロナウイルス感染症の影響にともなう 「電気・ガス・灯油料金支払い特別措置」支払い期日延長について

平素は格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。
現在、新型コロナウイルス感染拡大により、日本国内の企業・店舗などで休業、失業などの影響が出てきております。
これらの事象により、生活に関わる支払いが困難になることが予想されます。生活協同組合コープさっぽろでは、このような状況を踏まえ、3月25日より電気、ガス、灯油料金の支払期日を延長する特別措置を実施しておりますが、更に期間を延長させていただきます。具体的な特別措置の内容は以下のとおりです。

記

1. 対象

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、北海道社会福祉協議会の「生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付」(以降、「特例貸付」という)を受けている組合員様

2. 内容

対象内容:電気・ガス・灯油の料金支払い期日を以下の通り延長

対象料金	今回変更の特別措置	3月25日発表の特別措置
2020年3月料金計算分	2カ月間	1カ月間
2020年4月料金計算分	2カ月間	1カ月間
2020年5月料金計算分	1カ月間	1カ月間

※Cloverトドックでのお支払いの場合
5月10日、6月10日、7月10日引落し分

※セディナでのお支払いの場合
4月26日、5月26日、6月26日引落し分

3. 申込受付及び方法(ご相談窓口)

お申込先:トドック電力コールセンター 0120-012-877 (月~土)9:00~18:00
(灯油、ガスの件も含み、「特別措置」の件は上記で全て受付します)

- お申込みの際には、「組合員番号」「特例貸付」に関する書類をお手元にご用意いただきご連絡いただきますようお願いいたします。
- お申し込み後、「特例貸付」の決定通知書(写し)を下記までご郵送にてご提出いただきますようお願いいたします。

【決定通知書の郵送先】

〒060-0008 札幌市中央区北8条西18丁目35-100 エアリービル7階
株式会社 エネコープ 「特別措置 受付係」宛

以上

【本件に関するお問合せ先】

生活協同組合コープさっぽろ 常務理事 米内 徹

〒063-8501 札幌市西区発寒11条5丁目10-1 TEL 011-671-2541(広報部)